****

**生活環境**

資料２

１　基本方針

　障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていけるよう、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進し、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

　そのためには、住環境の整備や居住支援サービスの充実のほか、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化の推進、移動しやすい環境の整備が求められます。このようなアクセシビリティに配慮した施設などの普及により、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、日常的な活動や社会参加がしやすい環境の確保を図ります。

　都市計画マスタープランに基づき、障害のある人が住みよいまちづくりを進めることで、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちづくりを進めることができます。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）住宅の確保

（２）公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等

（３）障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）住宅の確保** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．市営住宅の確保 | 市営住宅について、独立行政法人都市再生機構（UR）からの借り上げ住宅を含め、障害のある人も入居できる住宅の確保を図っています。 | 独立行政法人都市再生機構（UR）からの借り上げを含めた市営住宅の供給に努めるとともに、障害のある人も入居できる住宅の確保を図ります。  [担当課]  住宅政策課 |
| ２．市営住宅への入居の促進 | 障害のある人のいる世帯については、一般の世帯に比べて収入基準等の入居者資格の緩和措置を行っています。 | 入居者資格の緩和措置を行い、障害のある人の入居の促進を図ります。  [担当課]  住宅政策課 |
| ３．住宅整備の促進 | 住宅を障害のある人などが生活しやすく増改築するため、住宅相談及び建築住宅相談の実施、相談会の周知など相談体制の整備を図っています。 | 住宅相談及び建築住宅相談を行うとともに、チラシ配布、市のホームページへの掲載により周知を図ります。  [担当課]  住宅政策課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．住宅改造の支援 | ①障害のある人または同居する家族が、障害のある人のために既存住宅の補修及び増改築をする場合に資金を無利子で貸し付けています。 | ①障害のある人がより生活しやすくなるよう、住宅整備資金の貸付を行い、障害のある人の社会生活の向上を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②障害のある人のために浴室やトイレ等を改造する場合に、その費用の一部を助成しています。 | ②住宅改造費の助成について、制度の周知を図り、適切な利用を促進します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ５．家賃債務保証支援事業の利用促進 | 連帯保証人の確保に苦慮している低所得者のうち、障害のある人のいる世帯等に対して、家賃等債務保証契約時に要する初回保証料の一部を助成しています。 | 介護保険・高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、パンフレット、市のホームページに掲載して周知を図ります。  [担当課]  住宅政策課 |
| ６．居住支援サービスの充実 | 住宅確保要配慮者を対象に、民間賃貸住宅の物件情報や見守りサービスなどの情報を提供しています。 | 船橋市居住支援協議会において、住宅確保要配慮者が抱える居住に関する問題について協議していきます。  [担当課]  住宅政策課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．公共交通機関の利用の利便性の確保 | ①公共交通機関の構内通路、階段、エレベーター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降場などについて、事業者が施設の新設や大規模な改修等を行う際には、「バリアフリー法」「千葉県福祉のまちづくり条例」などに基づいた施設となるように呼びかけています。 | ①事業者が駅の改修等を行う際にバリアフリー化を呼びかけることで施設整備が進められており、引き続き各種法令の遵守等による駅施設のバリアフリー化を呼びかけます。  [担当課]  道路計画課 |
|  | ②鉄道事業者が行うバリアフリー化設備設置費等の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っています。 | ②鉄道駅のバリアフリー化を実施する鉄道事業者に対して、国とともに事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図ります。  [担当課]  道路計画課 |
| ２．市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進 | 市の施設の新設または改修を行うに当たり、アプローチ（敷地内の通路）、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ（オストメイト対応型トイレ含む）など障害のある人に配慮しています。 | 今後も市の施設の新設または改修の際に、障害のある人に配慮したバリアフリー化を進めます。  [担当課]  関係各課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ３．公園等の整備 | 公園等の出入口、園路、水飲場、トイレなど、障害のある人に配慮しています。 | 「船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守しバリアフリー化を行います。  [担当課]  公園緑地課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（3）障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．総合的かつ効果的なまちづくりの推進 | 窓口において、「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、総合的かつ効果的なまちづくりを推進しています。 | 「千葉県福祉のまちづくり条例」を事業者に対して説明するなど制度のさらなる理解を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２．民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進 | 不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「バリアフリー法」「千葉県福祉のまちづくり条例」などの周知と理解促進を図っています。 | 窓口に来庁された事業者等に、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進について周知します。  [担当課]  建築指導課 |
| ３．「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化 | 重点整備地区の特定旅客施設及び公共公益施設等への特定経路のバリアフリー化事業を効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけています。 | 旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。  [担当課]  道路計画課、道路建設課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．歩道環境の整備 | 歩行空間を確保するため、できるだけ幅の広い歩道を整備しています。  また、障害のある人に配慮した歩行空間の整備の推進のため、視覚障害者誘導用ブロックを設置しています。 | 個々の路線条件等の中でできるだけ幅の広い歩道を整備します。  また、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、透水性舗装を採用していくなど、障害のある人への安全に配慮し取り組みます。  [担当課]  道路建設課 |
| ５．人にやさしい歩道への整備 | 既設の歩道の整備について、段差、凹凸、急な勾配を解消するため、歩道を整備しています。 | 誰もが歩きやすくするため、既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図ります。  [担当課]  道路維持課 |
| ６．放置自転車の解消 | 自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去移送及び自転車利用者への啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車の解消に努めています。 | 「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき、自転車等駐車場の整備を行います。また、放置自転車の防止の啓発、撤去移送に関しては、引き続き取り組みを行います。  [担当課]  都市整備課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ７．不法占有物の除去 | 歩行者等の通行障害となることから、日曜日、祝休日、年末年始を除き毎日撤去作業を行っています。 | 「屋外広告物法」及び「船橋市屋外広告物条例」に基づき、公共の場所に掲出されている違反屋外広告物の除去を行います。  　また、パトロール回数を増やす等、不法占有物件の除去を進め、歩行空間の確保に努めます。  [担当課]  都市計画課、道路管理課 |
| ８．交通安全思想・教育の推進 | 交通事故の防止に努め、実践的な交通安全教育を実施し、交通安全思想及び教育の推進を図っています。 | 春・秋の全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベントや交通安全教室などを実施することによって、交通事故の防止を図ります。  [担当課]  市民安全推進課、保健体育課 |
| ９．歩行者等の安全確保 | 船橋警察署、船橋東警察署と連携して、ゾーン30による安全対策を実施しています。 | 引き続き、船橋警察署、船橋東警察署と連携し、区域を定めた速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を組み合わせ、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保に努めます。  [担当課]  道路建設課 |

****

**安全・安心**

１　基本方針

　障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活するためには災害に強いまちづくりが不可欠です。災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるように取り組みます。

　また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に取り組みます。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）防災対策の推進

（２）防犯対策の推進

（３）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）防災対策の推進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．地域防災計画の充実 | 「地域防災計画」（平成２８年２月修正）に、要配慮者への支援内容や取り組み等について記載しています。 | 支援内容や取り組み等については適宜地域防災計画の見直しを行い、支援体制の充実を図ります。  [担当課]  危機管理課 |
| ２．関係部局の連携の強化 | 要配慮者対策推進委員会により関係部局の連携を強化しています。 | 定期的に要配慮者対策推進委員会を開催することにより関係部局の連携を強化し、災害時における要配慮者の支援を推進します。  [担当課]  地域福祉課 |
| ３．避難所の整備 | 小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に、車椅子で利用できる仮設トイレや車椅子、災害時支援用バンダナ、ストマ装具（市立中学校のみ）を備蓄しています。また、福祉避難所には、刻み食・流動食になる食料や紙おむつ、おしり拭き等要配慮者に配慮した物資の備蓄を行っています。 | 要配慮者へ配慮した物資の備蓄を行うなど引き続き避難所の整備を図ります。  [担当課]  危機管理課、障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．福祉避難所（要配慮者の緊急一時支援施設含む）の設置 | 避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者の生活の場として、市公共施設３５施設を福祉避難所として指定するとともに、要配慮者の避難支援を強化するため、障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び船橋市老人福祉施設協議会に属する３５施設と「災害時における要配慮者の受入れに関する協定」を締結しました。 | 福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等についても、福祉避難所（要配慮者の緊急一時支援施設含む）設置の協定締結をするように検討します。  [担当課]  危機管理課、障害福祉課、高齢者福祉課 |
| ５．民間事業者との協定締結（要配慮者の受け入れ・ストマ装具等の供給） | 要配慮者の避難支援を強化するため、障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び船橋市老人福祉施設協議会に属する３５施設と「災害時における要配慮者の受入れに関する協定」を締結しました。  また、ストマ装具利用者がいる避難所へ必要な用具を供給できる体制を整備するため、ストマ装具取扱業者と「災害時におけるストマ装具等の供給等に関する協定」を締結しました。 | 要配慮者の緊急一時入所の受け入れ先をさらに確保するため、民間の施設等についても、協定締結するように検討します。  [担当課]  危機管理課、障害福祉課、高齢者福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ６．災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて | 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク事業、ふなばし情報メールの配信やひとり暮らし、またはそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し緊急通報装置の貸与などを行っています。  また、聴覚や発語に障害のある人が119番通報をするため、インターネット機能を利用したNet119緊急通報システムやメール、FAXでの通報システムの整備を行っています。 | 障害のある人に対し、聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク事業、ふなばし情報メールの登録の推進、緊急通報装置の制度及びNet119緊急通報システムの周知を行います。  [担当課]  障害福祉課、警防指令課 |
| ７．災害への備え | 要配慮者と支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員等）が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施しました。  また、総合防災訓練のメイン校において、障害福祉団体等との訓練を行っています。 | 障害のある人などの要配慮者も参加した防災訓練ならびに各施設の防災体制の確認しておくことなどを通し、災害対応の充実を図ります。  また、発災時に対応できるよう平時からの備えについて啓発を行います。  [担当課]  危機管理課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ８．地域防災体制の整備 | 要配慮者支援対策について、「船橋市要配慮者避難支援ガイドライン」に基づき、町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等に説明を行っています。  また、「防災ハンドブック」においても、要配慮者の支援について記載し、啓発を図っています。  市では、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成しています。このうち、地域との情報共有に同意した方の避難行動要支援者名簿（外部提供用）を作成し、船橋市社会福祉協議会に情報提供を行うなど、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、災害時の地域における避難支援について地域との共有を図っています。 | 要配慮者支援対策について、「船橋市要配慮者避難支援ガイドライン」などを活用し啓発を図るほか、自主防災組織の結成率向上や地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。  社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、地域における避難支援体制づくりの推進に努めます。  [担当課]  危機管理課、地域福祉課 |
| ９．要配慮者利用施設における水害への備え | 水害発生時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進しています。 | 避難確保計画の作成及び訓練の実施の有無について状況を把握し、体制が構築されていない施設に対して、水害への備えの確保を促進します。  [担当課]  危機管理課、障害福祉課、指導監査課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）防犯対策の推進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．防犯情報の提供 | 防犯情報・不審者情報等については、「くらしの安全・安心情報」として登録者にメールで配信しています。 | 「くらしの安全・安心情報」について障害のある人の利用促進に努めます。  [担当課]  市民安全推進課 |
| ２．関係機関の連携による犯罪被害の防止 | 警察と地域団体、行政等の連携により防犯活動を行い、犯罪被害の防止に努めています。 | 犯罪被害の防止のための地域の障害者団体、福祉施設との連携のあり方について検討します。  [担当課]  市民安全推進課 |
| 3．社会福祉施設等の防犯に係る安全確保のための体制構築 | 平成２８年９月１５日付の国通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全確保について」に基づき、緊急時の連絡体制や警察との情報共有、防犯研修会の開催、不審者情報等の把握の推進、防犯体制調査の実施等、船橋市が所管する社会福祉施設等の防犯に係る安全確保のための体制を構築しました。  また、防犯対策の強化に係る整備費の補助を行いました。 | 定期的な各施設等の防犯体制の現状等についての調査の実施及び年１回の防犯研修会の開催により、現時点で防犯体制が図られていない施設等に対して、防犯に係る安全の確保の推進を行います。  また、事業者が防犯カメラ等の防犯対策の強化に係る整備を行う際、その整備費に対して補助を行います。  [担当課]  障害福祉課、指導監査課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（3）消費者トラブルの防止及び被害からの救済** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．消費者トラブルに関する情報提供について | 消費者庁や、国民生活センター等からの情報を元に、広報紙や市のホームページ等により情報発信し、また、くらしの情報の発行により消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んでいます。 | 消費者庁や、国民生活センター等からの情報は元より、関係部署からの障害のある人に関する情報を入手し、広報紙や市のホームページ、くらしの情報等により情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組みます。  [担当課]  消費生活センター |
| ２．消費者トラブルに関する関係機関の連携 | 消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との連携により情報交換を行うことで、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んでいます。  また、船橋市消費者安全確保地域協議会を結成し、地域の様々な組織が連携して消費者被害等を防止するための体制を整えています。 | 関係部署や福祉関連団体、町会・自治会等との連携により、消費者被害防止に取り組みます。  [担当課]  消費生活センター |
| ３．消費生活相談体制の整備 | 消費生活センターで消費生活相談を実施しており、相談受付は来訪や電話による受付で行っています。 | 現在行っている、障害のある人からの相談のほか、今後、専門的な研修等が実施される際は、受講について検討します。  [担当課]  消費生活センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．消費者教育の推進 | 町会・自治会、学校等において、まちづくり出前講座を実施、各会場に講師を派遣し、消費生活に役立つ知識や情報を提供しています。 | 障害者施設等においてもまちづくり出前講座を実施することにより、障害者等に対する消費者教育の推進に努めます。  [担当課]  消費生活センター |